

平成 25 年 11 月 18 日
復 興 事 業 局

被災宅地復旧工事助成金制度の期間延長について

東日本大震災被災宅地復旧工事助成金制度の申請受付期限を延長する。

1. 延長する期間

平成 26 年 3 月末から 1 年間とする。

2. 延長する理由

公共事業実施区域外の被災宅地のうち、助成金制度の申請がされていない宅地の復旧状況について現地調査した結果、擁壁等が未復旧・未補修の宅地が約半数であったため。

また、復旧済み以外の宅地所有者に対して復旧の意向や課題についてアンケートした結果、助成金制度を知らなかった所有者は約 4 分の 1、擁壁を復旧する意思のある所有者は約半数であったため。